

B50.61

4

3-90-2

第2回人口問題審議会
懇談会資料

<3冊合冊>

LION FILE

人口問題審議会

1990.10

第2回 人口問題審議会懇談会

平成2年10月12日(金)
14:30~16:00
厚生省特別第1会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 地方自治体における出生率低下問題に対する取り組み
(大分県知事 平松守彦氏)
3. 自由討論
4. その他
5. 閉 会

配 布 資 料

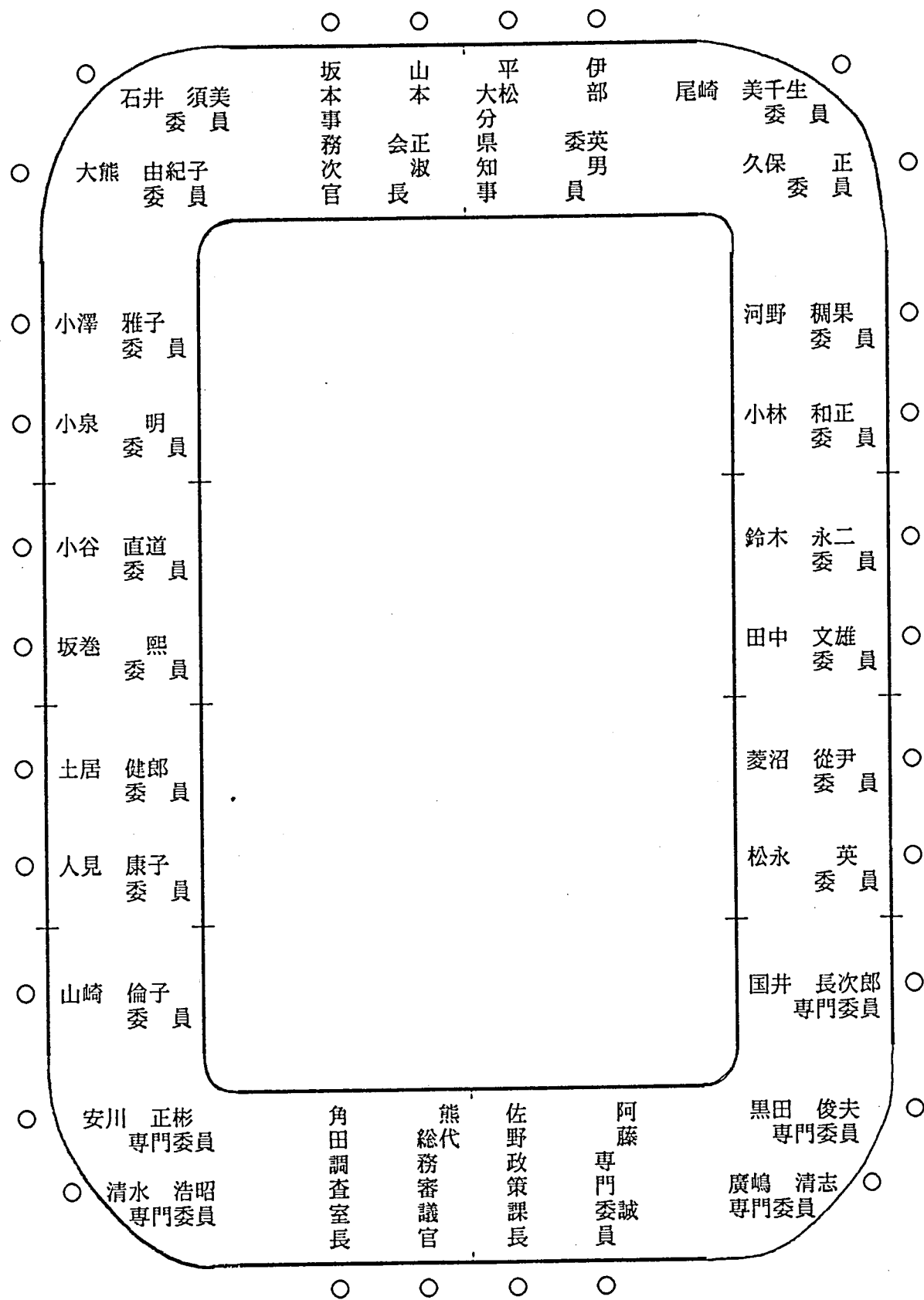
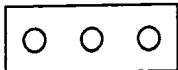
- 資料1 大分県における出生率低下問題に対する取り組みについて
資料2 地方自治体の出生対策
資料3 ヨーロッパ諸国の出生率の動向と家族政策

附. 大分県勢と展望

第2回人口問題審議会懇談会座席表

平成2年10月12日(金)
於：厚生省特別第1会議室
14時30分～16時00分

大分県



傍

聴

席

	速記	受付
--	----	----

事	務	局
---	---	---

入口

人口問題審議会懇談会（平成2年7月23日）における議事要旨

1 基本的考え方

[家庭・地域に対する考え方]

- 明治時代を支えていた国や会社に尽くすという問題から、いかに家庭やコミュニティを重視していくかが人口問題も含め今後の大きな課題となっている。
- 企業人としての生活の前に地域社会人としての生活を認識すべきであり、企業政策でもこの点をもっとしっかりやるべき。
- 制度政策だけの問題ではなく、家庭を大事にする生活態度の確立が必要。
- ファミリーとは何か。ハズバンドやワイフの役割は何かを純粹に考え、そこから日本はどうあるべきか考える時代に来ている。
- 家庭の概念も人生80年時代には変わってくる。母親が働きに出ても子供が家事をするようにすれば良い。

[子育てに対する意識]

- 育児が楽しみという人の割合が、スウェーデン、イギリスでは7～8割、アメリカでは5割に対し、日本は2割と非常に低い。
- スウェーデンでも昔は仕事か家庭かだったが、今は仕事と家庭の両立が可能となったので、仕事も家庭も子供もというのがトレンドだと意識が変わって来ている。
- 子育ての楽しみより夫婦の楽しみを優先し、家庭を楽しむためには子供が足枷という発想が広まっているので、いくら環境条件を整えても出生率は上がらない。むしろ子供が増えないことを前提にした社会の仕組みを考えて行くことが緊急の課題。

[出生率低下の影響]

- 国力を維持するためには人口の維持が必要であり、人口が減っても良いとは思わない。
- 社会の活力は、老人が働きやすい環境を整えたり、病気になりにくいよう若い頃から健康管理をすることで、若者が減った分を高齢者の活用で十分カバーできる。
- 労働力不足については、まずそれが持つ社会経済的な意味を慎重に検討し、人口の配置がどうあるべきかの目標を持つべき。

2 出生率低下の原因

- 出生率の低下には、経済、社会、生活の問題が集約しており、そこに至った原因を関係省庁はもちろん、国民全てが考えていかないと回復しない。
- 日本の人口は過剰であり、あまり増やさない方が良くということが人々の観念に存在しており、現実に各省、企業がとっている施策は子供を生みにくくしている。
- 出生率低下の原因の3割が晩婚化、7割が過去の出生率の低下の影響と言われているが、過去の出生率の低下も過去の晩婚化の影響である。
- 晩婚化は、仲人がなくなったことではなく、20代後半から30代の男性の置かれている社会経済的状況（住宅、賃金、時間等）に原因がある。
- 現状では子供がいると妻は半分しか相続できず、相続問題で高齢の妻が家を失ってしまうので、女性にとっては子供を生まない方が安全である。

3 出生率低下への対策

[対策の基本的方向]

- 出生率問題は、単に厚生省の対策だけでは目標も達成しにくい。
- 総合的見地から、人口はどうあるべきか基本的に検討されるべき。
- 住みやすく生みやすい環境づくりという総合的な対応が必要である。
- 人口が移動しないで定住できるような総合的な対策が、四全総やその前の三全総にも盛り込まれている。
- 晩婚化を改善すれば出生率は上昇する。
- 死亡率に比べ出生率は簡単に動かさないで、「子供が健やかに生まれ育つための」ではなく、「生まれた子供が健やかに育つための」環境づくりを進め、生まれた者を100%有効に使えるような政策の方が重要。

[対策を講じるに当たっての配慮事項]

- 人口政策、特に出生の問題には予想しなかったような国際的な反響がある。
- 家庭と職場のバランスについては、男女平等の観点から、育児休業や再雇用を労働政策の中で考えて欲しい。
- 子供を持つことは個人の問題であるという確固たる信念が女性の中にあるので、マクロの面から一方的に押しつけ的な政策を採ることは慎重にすべき。

[対策の各論]

- 西ドイツやイギリスでは、高齢女性が家を失わないようなきめの細かい立法が行われている。妻の相続分は少なくとも75%（5割+5割× $\frac{1}{2}$ ）にすべきである。
- 相続の問題も出生率を締めつけていると思われ、これからの社会に対応できるような法律に変えていかねばならない。
- 企業における単身赴任という不自然なあり方も反省すべき。
- 高齢出産の危険性が宣伝され過ぎており、高年齢で産んでも大丈夫ということを普及すべき。
- 育児休暇だけではなく、ハーフタイムや1週間に1回出るといった形での育児時間も必要。

4 人口問題審議会の役割と運営

- 人口問題審議会は、人口減少と社会経済現象との摩擦の問題を観察したうえで、政府に注意を喚起するのが役割である。
- 懇談会は今回だけにせず、できれば続けて欲しい。
- 出生の問題については、それに直面している若い人達、できればカップルの意見を吸い上げるメカニズムを考えるべき。

「大分県における出生率低下問題に対する
取り組みについて」の資料

平成 2 年 1 0 月 1 2 日

大 分 県

「大分県における出生率低下問題に対する取り組みについて」

(目次)

I	大分県の人口関係の諸指標	資料 1・2 ページ
II	大分県における人口減の現状	資料 3・4 ページ
1.	大分県における社会減の現状	資料 5～7 ページ
(1)	大分県における社会減の進学に伴う社会減	
(2)	大分県に教育に伴う現状	
2.	大分県に出生率の現状	資料 8～10 ページ
(1)	大分県に出生率の現状	
(2)	大分県に出生率の現状	
(3)	大分県に出生率の現状	
①	大分県に出生率の現状	
②	大分県に出生率の現状	
III	大分県における社会減対策（若者の定住対策）	資料 11～14 ページ
1.	高等教育機関等への進学に伴う社会減対策	
2.	高等職業に他	
3.	就職の他	

IV 大分県における出生率低下対策 資料 15 ページ

1. 出生率低下に対する出生率低下の受け止め方

2. 大分県出生率低下について

(1) 出生率低下について

→ V 「豊の国すこやか赤ちゃん対策事業」

(2) よりよい子育ての環境についての対策

(3) 未婚率の上昇への対策

V 「豊の国すこやか赤ちゃん対策事業」 資料 16~18 ページ

1. 事業の趣旨
2. 事業の実施状況
3. 事業の対する影響

(1) 県民の成果
(2) 事業の成果
4. 事業の成果

VI 今後の展望 資料 19 ページ

I 大分県の人口関係の諸指標（平成元年）

項目	指標	全国順位	備考
1 人口	1, 244, 013人	32位	平成元年10月1日現在
2 65歳以上の高齢人口割合	14.9%	9	平成元年10月1日現在 全国11.6%
3 出生数	12, 189人	35	
4 出生率（人口千対）	9.8	37	全国10.2
5 死亡数	9, 837人	31	
6 死亡率（人口千対）	7.9	9	全国6.4
7 過疎市町村数	過疎市町村42市町村 経過市町村2市町村		平成2年4月1日現在 県下58市町村
8 過疎率	72.4%	2	全国35.2%

資料：人口動態統計十番調査等

過疎率の高率県一覧表

	都道府県名	県人口総数 千人	市町村数 市町村	過疎市町村数 市町村	過疎率 %	経過市町村数 市町村	自 然 増 (平成元年)		
							出 生 人	数 死 亡 数 人	差 引 計 人
1	鹿児島県	1, 810	96	72	75. 0	5	19, 671	15, 213	4, 458
2	大分県	1, 243	58	42	72. 4	2	12, 189	9, 837	2, 352
3	北海道	5, 670	212	137	64. 6	10	55, 249	36, 082	19, 167
4	島根県	789	59	38	64. 4	3	7, 759	6, 906	853
5	高知県	832	53	33	62. 3	2	7, 618	7, 159	459
6	広島県	2, 853	86	51	59. 3	1	29, 075	19, 292	9, 783
7	愛媛県	1, 525	70	41	58. 6	2	15, 184	11, 753	3, 431
8	徳島県	834	50	28	56. 0	2	8, 091	6, 905	1, 186
9	熊本県	1, 848	98	54	55. 1	4	19, 702	14, 006	5, 696
10	秋田県	1, 234	69	35	50. 7	2	11, 647	9, 774	1, 873
14	山口県	1, 588	56	27	48. 2	1	14, 458	12, 616	1, 842

※ 市町村数等は、平成2年4月1日現在

参考 大分県の過疎市町村における自然減の状況

過疎市町村数 (42市町村)	人	人	人
	2, 262	3, 121	△859

II 大分県における人口減の現状

大分県人口の年次別推移

	昭30	35	40	45	50	55	60	平2
人口総数 (対前回増減数)	1,277,199 (24,200)	1,239,655 (Δ37,5449)	1,187,480 (Δ52,175)	1,155,566 (Δ31,914)	1,190,314 (34,748)	1,228,913 (38,599)	1,250,214 (21,301)	1,241,475 (Δ8,739)
市 部の 人口総数に 対する割合	611,106 (47.8%)	615,298 (49.6%)	682,512 (57.5%)	756,579 (65.5%)	819,953 (68.9%)	868,156 (70.6%)	896,958 (71.7%)	904,353 (72.8%)
郡 部の 人口総数に 対する割合	666,093 (52.2%)	624,357 (50.4%)	504,968 (42.5%)	398,987 (34.5%)	370,361 (31.1%)	360,757 (29.4%)	353,256 (28.3%)	337,122 (27.2%)

* 1 平成2年は、毎月流動人口調査による8月1日現在の推計人口

* 2 昭和38年に旧大分市と鶴崎市ほか3町1村が大分市として合併

昭和42年に四日市町ほか3町が宇佐市として合併

資料： 国勢調査

自然増減及び社会増減からみた大分県人口の年次別推移

	人	対前年増減数	対60年国調増減数	自然増減数	社会増減数
昭60. 10. 1	1, 250, 214 人	3, 214 人	0 人	4, 746 人	-2, 719 人
61. 10. 1	1, 249, 679	-535	-535	4, 044	-4, 579
62. 10. 1	1, 248, 284	-1, 395	-1, 930	4, 139	-5, 534
63. 10. 1	1, 246, 398	-1, 886	-3, 816	2, 859	-4, 745
平成 . 10. 1	1, 244, 013	-2, 385	-6, 201	2, 212	-4, 597
2 . 10. 1	1, 241, 196	-2, 817	-9, 018	1, 587	-4, 404

*平成2年は推計値

資料；毎月流動人口調査

II-1 大分県における社会減の現状

社会増減数の年次推移

県外移動者数		県外転出入超過者	転出者数	転入者数	転出入不明者
昭59.10～60.9	実績	-2,719 人	30,546 人	33,285 人	20 人
60.10～61.9	実績	-4,579	29,128	33,640	-67
61.10～62.9	実績	-5,534	28,594	34,041	-87
62.10～63.9	実績	-4,745	28,306	32,957	-94
63.10～平成.9	実績	-4,597	28,366	32,895	-68
平成.10～2.9	見込	-4,404	28,426	32,830	

※ 見込は(62.10～63.9)から(63.10～平成.9)への増減率で推計した。

資料；毎月流動人口調査

大分県の年齢階級別移動者数及び移動率の推移

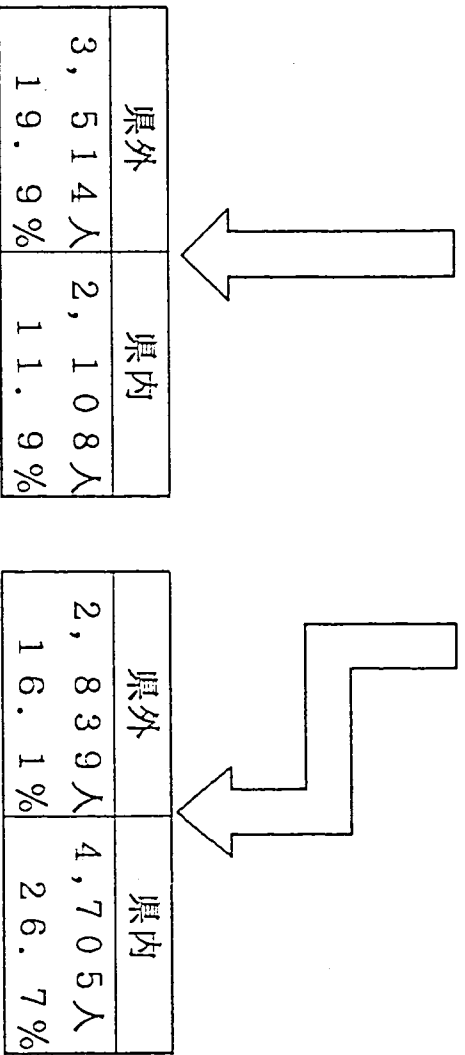
年齢階級	昭和63年10月1日～平成元年9月30日			
	計(人)	男(人)	女(人)	移動率(%)
全年齢	-4,529	-2,181	-2,348	-0.4
0～4歳	16	-9	25	0.0
5～9	80	37	43	0.1
10～14	-94	-53	-41	-0.1
15～19	-2,857	-1,350	-1,507	-3.2
20～24	-1,196	-994	-202	-2.0
25～29	-219	163	-382	-0.3
30～34	34	67	-33	0.0
35～39	47	21	26	0.0
40～44	-129	-25	-104	-0.2
45～49	-66	-24	-42	-0.1
50～54	-10	-37	27	0.0
55～59	38	13	25	0.0
60～64	53	44	9	0.1
65～	-226	-34	-192	-0.1

資料：毎月流動人口調査報告

II-1-1 (1) 高等教育機関等への進学に伴う社会減
 (2) 就職に伴う社会減

平成元年高卒者の進路状況

進路先	進学者 (大学・短大)	就職者	専修学校等	その他
卒業者数	17,649人 (100%)	5,622人 (31.9%)	7,544人 (42.7%)	4,566人 (25.8%)



進路先	県内	県外
進学者 (大学・短大)	6,813人 (38.6%)	6,353人 (36.0%)
就職者	6,813人 (38.6%)	6,353人 (36.0%)
専修学校等	6,813人 (38.6%)	6,353人 (36.0%)
その他	6,813人 (38.6%)	6,353人 (36.0%)

進路先	県内・県外不明
進学者 (大学・短大)	2,566人 (25.8%)
就職者	2,566人 (25.8%)
専修学校等	2,566人 (25.8%)
その他	2,566人 (25.8%)

資料；学校基本調査

II-2 大分県における自然増の現状

自然増減数の年次推移

		自然増加数	出生数	死亡数
昭59.10～60.9	実績	4,746人	14,236人	9,490人
60.10～61.9	実績	4,044	14,017	9,973
61.10～62.9	実績	4,139	13,531	9,392
62.10～63.9	実績	2,859	12,748	9,889
63.10～平元.9	実績	2,212	12,004	9,792
元.10～2.9	見込	1,587	11,419	9,832

※ 平成元年.10～2.9の出生数は、年齢別女子人口と出生率を基礎とした推計、死亡数は前7年間の最小二乗法による推計

資料：毎月流動人口調査

出生に因る人口動態の諸指標の年次男用値

	出生数 (大分県)	死亡数 (大分県)	自然増減 (大分県)	出生率 (人口千対)		合計特殊出生率 (人口千対)		平均初婚年齢				20~34歳の女子人口割合			
				大分	全国	大分	全国	夫		妻		(女子人口百分)		25~29歳再婚 (女子人口百分)	
								歳	歳	歳	歳	大分	全国	大分	全国
昭 30	26429人	11359人	15070人	20.7	19.4	2.63	2.37	26.2	26.6	23.2	23.8	23.5	21.9	7.8	7.3
40	18534	10587	7947	15.6	18.6	2.08	2.14	27.2	27.2	24.5	24.5	21.6	24.1	6.8	8.2
50	18336	9859	8477	15.4	17.1	1.93	1.91	26.4	27.0	24.4	24.7	22.0	25.0	8.1	8.1
60	14420	9736	4684	11.6	11.9	1.77	1.76	27.9	28.2	25.4	25.5	18.4	22.2	6.0	7.3
61	13954	9776	4179	11.2	11.4	1.78	1.72	27.9	28.3	25.5	25.6	17.5	19.6	5.8	6.2
62	13351	9623	3728	10.7	11.1	1.72	1.69	28.2	28.4	25.8	25.7	17.1	19.4	5.8	6.2
63	12868	9977	2891	10.4	10.8	1.68	1.66	28.2	28.4	25.8	25.8	17.0	19.2	5.6	6.2
平 元	12189	9837	2352	9.8	10.2	1.65	1.57	28.3	28.5	26.0	25.8	16.6	19.4	5.4	6.2

資料：人口動態統計調査等

出生率等九州各県比較表(平成元年)

	出生				合計特殊出生率 (母数は15歳~49歳の女子人口)				20~34歳の女子人口割合			
	数	率 (人口千対)	全国 順位	九州 順位	女子1人 当たりの 子供数	全国 順位	九州 順位	(女子人口百対)	全国 順位	九州 順位		
福岡県	49,835人	10.5	13	7	1.54人	38	8	19.31	13	2		
佐賀県	9,420	10.7	10	5	1.69	12	3	17.67	27	5		
長崎県	17,255	11.0	6	2	1.69	12	3	17.93	25	3		
熊本県	19,702	10.7	11	6	1.67	16	6	17.88	26	4		
大分県	12,189	9.8	37	8	1.65	21	7	16.64	41	8		
宮崎県	12,913	11.0	5	2	1.77	5	2	17.09	35	7		
鹿児島県	19,671	10.9	8	4	1.69	12	3	17.60	29	6		
沖縄県	18,111	14.9	1	1	2.02	1	1	21.32	3	1		
全 国	1,246,796	10.2	-	-	1.57	-	-	19.36	-	-		

参 考

東京都	106,480人	9.1	47	-	1.24人	47	-	22.62	1	-
神奈川県	79,184	10.1	27	-	1.51	40	-	21.38	2	-

資料；人口動態統計調査等

Ⅲ 大分県における社会減対策（若者の定住対策）

1 高等教育機関等への進学に伴う社会減対策

高卒者の県内進学率を高めるため、高等教育機関等の新設・充実を図っている。

・ 県立芸術短期大学

大学化、学部・学科の増設等について検討中

・ 国立大分大学

学部・学科の充実、大学院の設置について検討中

・ 別府大学短期大学部

学科、定員の充実について検討中

・ 日本文理大学

定員増について検討中

・ 既存大学の誘致

・ 九州テクニカル専修学校、大分臨床工学技士専門学校、総合技術工学

院（平成元年4月1日）、視能訓練士養成学校（平成3年4月1日予定）

の新設等

2 就職に伴う社会減対策（雇用の場の確保）

若者の県内就職を促進するため、産業の育成、振興等を図っている。

（1）地場産業の振興・育成

ア CQC農林水産業による第一次産業の確立

イ 海洋牧場の推進等、資源管理漁業の推進

ウ 1. 5次産業の振興

エ ローカルテクノロジー等の開発の推進

オ 「一村一品運動」の推進

（2）企業誘致の推進

ア テクノポリスの建設等

・ キヤノン、ソニー、NEC、東芝、TDK、MRC等の企業誘致

・ ソフトパークの建設（頭脳立地構想の推進）

イ 企業誘導ふるさとアドバイザー制度の新設

3 その他の社会減対策

若者の定住化を図るため、「住」、「遊」の環境整備等を推進している。

(3) 観光・リゾート開発の推進 ア 別府くじゅうリゾート構想の推進

- ・「一村一品クラフト公園ハーモニーランド」、「グリーンスタイン久住高原」、「リックスプリングザレー」、「湯布院健康温泉館」等の建設促進

- ・「西日本後樂園」の充実促進等

イ 日豊海岸マリナーリゾート構想の推進

- ・「県民の海マリンカルチャーセンター」、「海洋総合センター」の建設等

ウ その他のリゾート構想の推進

- ・「オートポリス」、「明治維新村」、「ニッカウイスキー工場」の建設促進等

(1) 住環境の整備

ア 「過疎地域アムニティタウン構想」の推進

- イ 上・下水道、合併処理浄化槽・し尿浄化槽等の整備

ウ 交通体系の整備

- ・県内60分、圏域内30分道路交通網の整備

(2) 遊び、ゆとりの場等の整備

ア 観光・リゾート開発の推進

2の(3)に記載のとおり

イ その他のスポーツ、レクリエーション、文化施設等の充実

- ・総合スポーツプラザの整備
- ・コンベンションホールの建設
- ・県立図書館の移転新築
- ・県立美術館・文化ホールの整備

ウ 地域を支える人材の育成

- ・豊の国づくり塾こすもすコース、婦人大学校、豊の国交流センターの充実等

- ・婦人、農業後継者等の海外派遣

(3) 花嫁・花婿対策

- ・農業後継者を中心とした集団見合い等の実施

(4) Uターン等の促進

- ・おおいた人材Uターンセンターの設置（大分職業安定所内）

- ・豊の国Uターンコーナーの設置（東京・大阪・名古屋の各事務所）

- ・市町村におけるUターン者に対する各種の支援策

- （Uターン準備金・助成金の支給、住宅の提供等）

(参考)

1 平成2年3月における大卒男子のUターン就職率の各都道府県比較表

順位	都道府県名	割合	割合 %
1	東京	79.5	79.5 %
2	石川	54.2	54.2 %
3	沖縄	52.9	52.9 %
4	静岡	52.3	52.3 %
5	大阪	50.8	50.8 %
6	長野	46.3	46.3 %
7	富山	45.6	45.6 %
8	香川	42.6	42.6 %
9	群馬	38.1	38.1 %
10	新潟	36.4	36.4 %
...			
17	熊本	33.7	33.7 %
...			
40	大分	18.6	18.6 %

*Uターン就職率は、出身県以外の大学に進学した男子学生のうち、出身県で就職した者の割合をいう。

資料；リクルートリサーチ調べ

2 平成2年3月における大分大学卒業生の就職状況

	経済学部	工学部
計	327人 (100%)	346人 (100%)
県外	235人 (71.9%)	288人 (83.2%)
県内	83人 (25.4%)	30人 (8.7%)
その他	9人 (2.8%)	28人 (8.1%)

IV 大分県における出生率低下対策

1 出生率低下に対する大分県の受け止め方 (2) よりよい子育ての環境についての対策

2 大分県における出生率低下への対策 (3) 未婚率の上昇への対策

(1) 出生率低下についての世論喚起

Ⅴ 豊の国すこやか赤ちゃん対策事業

1 事業の趣旨

2 事業の実施状況 (平成2年度)

(1) 育児手当
4 町

真玉町 (第三子以降月額2万円4年間)
 国見町 (" " 2万円2年間)
 山香町 (" " 1万円5年間)
 庄内町 (" " 1年目30万円、2、3年目10万円)

(2) 祝金
2 1 市町村

全員に対して支給 (13町村)
 山国町 (第一子10万円、第二子20万円、第三子30万円、第四子以降50万円)
 上浦町 (" 10万円、 " 20万円、 " 30万円、 " 以降40万円)
 大山町 (第一子以降全員 10万円) ほかに10町村

第二子以降に支給 (1村)
 大田村 (第二子10万円、第三子以降30万円)

第三子以降に支給 (7市町村)
 武蔵町 (第三子以降30万円)
 鶴見町 (" 30万円)
 清川村 (" 20万円) ほかに4市町村

(3) 祝品
4 2 市町村

緒方町 (地元産のお米)
 杵築市 (陶器製足型付写真立)
 大分市 (肌着)
 挾間町 (誕生記念樹植樹事業) ほかに38市町村

(4) その他
2 町

萩 町 (赤ちゃん大会) ほかに1町

保健所名	市町村名	元年度	2年度	事業名	内容	育児手当	祝金	祝品	その他
高田	豊後高田市	○	○	△ 補助なし ○ 拡大 ○ 雑給	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	大田村	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	真玉町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	赤々地町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	同長町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	姫島村	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	国東町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	武蔵町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	安岐町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	柞原町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
別大分	山香町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	別府市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	大分市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	野井町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	津久井市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	佐津町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	上浦町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	藤生町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	本坂村	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇津町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
百柞佐伯	高田村	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	鶴見町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	米水町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	新江町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	野井町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	三井町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	清田村	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	緒方町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	朝地町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	大野町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
三重	千歳村	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	大御町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	竹田町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	萩町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	久住町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	直人町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	九草町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	玖珠町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	日田市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	前野町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
石川	中津市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	三光村	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	本耶馬渓町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	耶馬渓町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	山田町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇津町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇津町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇津町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇津町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇津町	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
宇佐	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○
	宇佐市	○	○	△ 祝品 2万円	△ 祝品 2万円	○	○	○	○

3 事業に対する反響

(1) 県民

(2) ファミ

4 事業の効果

VI 今後の展望

地方自治体の出生対策

県	事業	1
市町村	出産祝い金等一時金、育児手当等定期給付	2~5
市町村	結婚祝い金等	6~7

注) 人口については総務庁「昭和60年国勢調査」による。

各都道府県実施事業		事業の内容
都道府県名	事業の名称	
山口県	出生対策特別事業	<p>1. 出生対策キャンペーン (1) 「子供の未来を考える集い」講演会 (2) 元気っ子キャンペーン ① 「仲良しきょうだい写真」募集 ② 「元ちゃん気子ちゃん手作りグッズ」募集 (3) こうのとりのきんぱん ① テレビスポット（民放2社で放映） ② エコーはがきの作成（年4回、各10万枚） ③ 赤ちゃん賛歌（地元アマチュアバンド制作）</p> <p>2. 出生対策地域実践活動 「子育ての輪づくり運動」を実践する市町村に対する助成</p>
高知県	すこやか家庭教育相談事業	<p>乳幼児を持つ親等の子育てに関する不安や悩みを解消する。</p> <p>1. すこやか子育てふれあいフoyerラム 2. 電話相談「すこやか子育てヘルプライン」 3. パンフレット作成、配布 4. テレビ放送「すこやか子育て日記」</p>
大分県	豊の国すこやか赤ちゃん対策事業	<p>市町村長が、赤ちゃんのすこやかな成長を願い実施する祝品、祝金支給事業に対し、その経費の2分の1を補助する。</p>
宮崎県	花嫁花婿のいるまちづくり推進事業	<p>1. 情報センターの設置 地区情報センターを通して情報収集 2. 結婚相談員研究会 市町村の結婚相談員を集めて情報交換 3. ふれあい交流会 県下全域を対象に年1回開催、ゲーム等を実施 4. 新聞広告 地元紙に、農業に取り組む青年達の活動を紹介</p>

	出産祝い金等一時金				育児手当等定期給付					
	市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	支給額(円)	市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	年額(円)
北海道	市浦村	3,751	出産祝い金	3子から	100,000	平館村 十和田湖町	3,431 7,811	児童等育成奨励金 児童扶養助成金	5子から(5回分割) 4子から	1,000,000 12,000
岩手	衣川村	5,579	特別育児手当	3子から	5,000					
	磐石町	19,127	出産祝い金	3子から	5,000					
宮城	津山町	5,013	出産祝い金	3子から	100,000					
秋田	西仙北町	12,440	子育て祝い金	3子から	100,000	雄物川町	12,941	育児手当	3子から6年間	60,000
	若美町	8,942	子育て祝い金	3子から	30,000	仙北町	8,452	児童手当	3子から5年間	8,500
	飯田川町	5,343	子育て祝い金	1子	10,000				4子から5年間	12,000
				2子から	20,000					
				3子から	50,000					
山形	阿仁町	5,596	子育て祝い金	3子から	50,000					
	平田町	8,020	子育て祝い金	3子から	3,000					
	松山町	6,151	子育て祝い金	3子から	5,000					
	遊佐町	20,271	子育て祝い金	3子	3,000	遊佐町	20,271	乳児養育手当	3子から1年間	12,000
福島	月舘町	5,524	出産手当	4子から	10,000					
	富岡町	15,895	児童出産記念手当金	3子から	10,000					
茨城				1子から	8,000					
栃木	黒羽町	18,469	出産祝い金	3子から	350,000					
群馬										
埼玉	狭山市	144,366	出産祝い金	1子から	1,000					
	小鹿野町	12,837	出産報奨金	1子・2子	10,000					
				3子から	20,000					
	大滝村	2,368	出産奨励金	1子から	20,000					
千葉										
東京										
神奈川										
新潟	松代町	6,026	出生祝い金	1子・2子	20,000					
				3子から	30,000					
富山	上平村	1,070	出産祝い金	1子から	10,000					
	利賀村	1,310	誕生祝い金	3子から	50,000					
	上市町	24,100	出産祝報償金	3子から	20,000					
	庄川町	7,634	育児慰労金	3子から	30,000					
	朝日町	18,819	出生奨励金	3子	20,000					
	福岡町	12,226	出生祝い金	4子	30,000					
				4子	50,000					
	滑川市	30,880	出生奨励事業	5子から	100,000					
				3子	20,000					
	城端町	11,492	児童育成手当金	4子から	30,000					
				3子から	30,000					

	出産祝い金等一時金			育児手当等定期給付			支給要件	年額(円)
	市区町村	人口(人)	事業の名称	市区町村	人口(人)	事業の名称		
石川	白峰村	1,291	出生祝金	白峰村	1,291	育児手当	3子、6年間 4子から6年間	60,000 120,000
	富来町	12,584	出産祝金					
	鹿島町	10,024	すこやかベビー報奨金					
	門前町	11,440	出産手当					
	尾口村	921	出産手当					
	中島町	8,855	出産祝い金					
	河内村	987	出産手当					
	吉野谷村	1,534	出産手当					
	上志比村	3,686	出産祝金					
福井	和泉村	1,192	出産手当					
	今庄町	5,711	第3子出産祝金					
	大飯町	6,650	出生祝金					
山梨								
長野								
岐阜	朝日村	2,324	乳児愛育手当	甲原村 藤橋村 各務原市 関市	1,192 455 124,464 64,149	育児奨励金 育児手当 児童手当 児童手当	3子から6年間 1子から6年間 4子から15年間 4子から15年間	36,000 60,000 12,000 12,000
静岡								
愛知	作手村	3,592	出産奨励報償金					
三重	浜島町	7,127	出産祝金					
	大内山村	1,883	過疎対策児童手当					
滋賀								
京都								
大阪								
兵庫	作用町	9,565	出産祝金	加古川市	227,311	児童手当	4子から	6,000
奈良	上月町	6,223	出産祝金					
	三日月町	3,719	出産祝金					
	大屋町	6,004	出産奨励金					
和歌山	花園村	693	繁栄事業					
	高野町	7,054	出産奨励事業					
鳥取	北山村	686	出産祝金					
	大山町	7,755	出産祝金					
島根	青谷町	9,189	出産祝金	1泊村	3,420	児童扶養手当	4子から	24,000

	出産祝い金等一時金				育児手当等定期給付				
	市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	年額(円)
岡山	有漢町	3,092	出産祝い金	1子から					
	中和村	987	出産祝い金	3子から					
	美星町	6,635	出産祝い金	3子から					
広島	成羽町	7,006	出産祝い金	1子から					
	宮島町	3,118	出産費補助金	1子から					24,000
	世羅西町	4,875	育児手当	1子から	三良坂町	4,278	保育所児童通所費	片道2.5km~4km 片道4km以上	30,000
山口									
徳島	阿波町	14,093	出生児祝福金	1子から					
	日和佐町	6,908	出産祝い金	1子から					
香川									
	新宮村	2,336	出産手当	1子から	綾南町	16,724	児童手当	2子から	5,000
愛媛	宇和町	18,252	出産報償金	1子から	仁尾町	7,947	児童手当	3子から 4子から	10,000 10,000
高知									
福岡									
	塩田町	12,425	七五三祝い金	3子 4子 5子 6子 7子 8子					
長崎	西海町	9,385	子どもさん祝い金	1子 2子 3子 4子 5子 6子					
熊本	崎戸町	3,241	出産祝い	1子から					
	外徳町	11,775	出産手当	1子から					

大分	出産祝い金等一時金				育児手当等定期給付					
	市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	支給額(円)	市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	年額(円)
大分	大分市	390,096	さざんかベビー祝金	3子から	100,000	真玉町	4,678	育児手当	3子から4年間	240,000
	大田村	2,239	出産祝金	2子	100,000	国見町	7,139	児童手当	3子から2年間	240,000
	姫島村	3,261	出産祝金	3子から	300,000	山香町	10,439	育児手当	3子から5年間	120,000
	国東町	16,528	出産祝金	3子から	100,000	庄内	10,898	赤ちゃん育児対策	3子から1年間	300,000
	武蔵町	5,846	出産祝金	3子から	300,000				3子から2,3年目	100,000
	安岐町	10,271	出産祝金	1子	30,000					
	上浦町	3,472	出産祝金	1子	100,000					
				2子	200,000					
				3子	300,000					
				4子から	400,000					
				1子から2子	60,000					
				3子から2子	100,000					
	宇目町	4,785	出産祝金	1子から	100,000					
	直川村	3,584	すこやか赤ちゃん祝金	1子から2子	50,000					
	鶴見町	5,343	はつらつ赤ちゃん出産祝金	3子から	100,000					
	米水津村	3,095	出産祝金	1子から2子	200,000					
	蒲江町	11,047	出産祝金	1子から	120,000					
	清山川村	3,117	祝金支給事業	3子から	60,000					
	千歳村	2,911	出生児奨励事業	3子から	200,000					
	狹町	4,167	すこやか赤ちゃん出生祝金	3子	200,000					
	久住町	5,311	出産祝等助成金	1子	50,000					
	直入町	3,261	新生児祝金	1子から	30,000					
	大山村	4,727	出生祝金	1子から	100,000					
	山国町	4,415	出産祝金	1子	100,000					
	院内町	6,153	出産祝金	4子から	200,000					
	安心院町	9,590	誕生記念事業	1子から	50,000					
宮崎										
鹿児島	三島村	552	出産祝金	1子から	50,000	指宿市	33,155	育児手当	1子から1年間	6,000
	末吉町	21,173	出産祝金	3子から	100,000	知覧町	14,721	育児手当	3子から6年間	30,000
	上屋久町	8,054	出生児育成手当	1子	5,000	川辺町	17,330	養育謝金	3子から2年間	2,500
				2子	7,000	東郷町	6,276	育児手当	3子から3年間	7,000
				3子から	10,000	祁答院町	5,400	育児手当	3子から	5,000
沖縄										

結婚祝い金等		市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	支給額(円)
北海道	市浦村		3,751	結婚祝い金	1組につき	20,000
青森	十和田湖町		7,811	農業後継者結婚仲介者報償金	仲介者に	100,000
	六ヶ所村		11,003	農業後継者結婚相談所	媒酌人に	~200,000
岩手	滝野町		6,212	後継者対策推進協議会	仲介人に	20,000
宮城	東和町		9,883	結婚推進の会	仲介人に	20,000
	志波姫町		7,992	農業後継者結婚奨励対策	仲介人に	30,000
秋田	八幡町		8,260	結婚相談員設置事業	相談員に	20,000
山形	立川町		8,197	仲人奨励事業	仲人に	10,000
	南陽市		37,146	後継者等結婚対策事業	仲人に	~20,000
福島						30,000
茨城						
栃木						
群馬	利根村		6,218	後継者対策事業	媒酌人に	30,000
埼玉	我孫子市		111,659	農業後継者結婚祝い金	1組につき	50,000
千葉	千代田		8,920	結婚協力者謝礼金	媒酌人に	10,000
東京						
神奈川						
新潟	松代町		6,026	結婚祝い金	1組につき	30,000
	高柳町		3,581	結婚祝交付金	1組につき	50,000
					国際結婚	200,000
					仲介人に	10,000
富山	利賀村		1,310	結婚祝い金	1組につき	50,000
石川	富来町		12,584	結婚祝い金	1組につき	50,000
	鹿西町		5,804	結婚仲人奨励促進事業	仲介人に	50,000
	鹿島町		10,024	ほのぼのの力ツル仲人報奨金	仲介人に	100,000
	珠洲市		25,860	結婚仲人奨励金	仲介人に	100,000
	尾口村		921	後継者対策	仲介人に	300,000
	中島町		8,855	結婚祝い金	1組につき	100,000
福井	大野市		41,926	農業後継者結婚相談事業	1組につき	30,000
	和泉村		1,192	結婚祝い金	1組につき	30,000
	池田町		4,318	結婚定住促進事業	1組につき	50,000
	今庄町		5,711	結婚祝い金	世話人に	50,000
					1組につき	100,000

結婚祝い金等		市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	支給額(円)
岐阜	早野町		17,329	結婚祝い金	1組につき	5,000
静岡	美杉村		9,630	結婚祝い金	1組につき	20,000
愛知	紀和町		2,351	結婚祝い金	1組につき	30,000
三重				入学祝い金(小・中学校)	1組につき	50,000
					入学時	20,000
滋賀						
京都						
大阪						
兵庫	千種町		4,461	花嫁祝い金	1組につき	200,000
	大屋町		6,004	結婚奨励金	1組につき	100,000
	一宮町		12,107	後継者対策媒酌報奨制度	媒酌人に	100,000
	但東町		6,581	仲人報償金制度	仲人に	10,000
						~30,000
奈良						30,000
和歌山	花園村		693	繁栄事業	1組につき	100,000
	北山村		686	結婚祝い金	1組につき	50,000
鳥取	青谷町		9,189	小・中学校入学祝い金	4子から	50,000
				結婚相談員制度	1組につき	10,000
					仲介人に	10,000
	佐治村		3,573	定住者結婚相談所	仲介人に	30,000
	智頭町		11,199	結婚相談事業	仲介人に	20,000
	倉吉市		52,351	農業後継者相談所	仲介人に	5,000
	関金町		4,955	花嫁銀行特別委員会	仲介人に	100,000
	大栄町		9,565	農業後継者結婚相談所	1組につき	10,000
				農協結婚相談協議会	仲介人に	10,000
	西伯町		8,702	農協結婚相談協議会	1組につき	30,000
	日南町		8,470	農村青年結婚推進協議会	仲介人に	50,000
	日野町		5,792	結婚相談事業	1組につき	3,000
	船岡町		5,182	結婚相談事業	仲介人に	30,000
	八束町		6,448	定住者結婚相談所	1組につき	10,000
	若桜町		6,337	結婚報償金	仲介人に	10,000
					1組につき	50,000
岡山	成羽町		7,006	結婚祝い金	1組につき	80,000
	阿波村		818	結婚祝い金	仲介人に	50,000
	中和村		987	結婚祝い金	1組につき	100,000
	賀陽町		8,824	まちおこし促進対策結婚祝い金	1組につき	100,000
					媒酌人に	50,000

結婚祝い金等		市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	支給額(円)
広島	吉和村	942	婚姻祝金	1組につき	100,000	
	芸北町	3,665	結婚促進対策事業	1組につき 媒酌人1組	30,000	
	豊平町	5,309	結婚相談推進事業	町内1組 町外1組	50,000	
	豊町	4,380	後継者結婚祝金	1組につき	60,000	
	御調町	8,568	定住結婚促進事業	1組につき	200,000	
	内海町	4,013	後継者結婚促進報償費	1組につき	10,000	
	油木町	3,884	後継者結婚促進報償金	1組につき	70,000	
	神石町	3,625	結婚推進協議会	1組につき	100,000	
	三和町	4,328	結婚祝金	1組につき	50,000	
	美土里町	3,996	後継者結婚促進報償金	1組につき	30,000	
	高宮町	5,078	結婚促進報償費	1組につき	30,000	
	向原町	5,520	花嫁・花婿対策	1組につき	10,000	
	久井町	6,288	花嫁銀行	1組につき	200,000	
作木村	2,439	農家花嫁銀行	1組につき	50,000		
吉舎町	5,950	後継者結婚媒酌人報償金	1組につき	50,000		
三良坂町	4,278	結婚幹旋事業	1組につき	100,000		
東城町	12,463	さわやか青年交流センター	1組につき	100,000		
山口	川上村	1,354	結婚祝金	1組につき	20,000	
徳島	三加茂町	9,621	過疎対策農業後継者結婚祝金	1組につき	30,000	
	上那賀町	3,017	花嫁・花婿報償金交付制度	1組につき 媒酌人1組	20,000	
	木沢村	1,292	後継者対策報償金交付事業	1組につき 媒酌人1組	200,000	
	上勝町	2,712	仲人一時金制度	1組につき	30,000	
	海部町	3,244	仲人報償金制度	1組につき	30,000	
	神山町	10,542	花嫁銀行	1組につき	50,000	
	川					
香						
高						
岡						
賀						
佐						
長	崎戸町	3,241	定住者結婚相談所	1組につき	30,000	

結婚祝い金等		市区町村	人口(人)	事業の名称	支給要件	支給額(円)
熊本	鹿本町	9,145	農家の花嫁	1組につき	20,000	
	七城町	5,837	農業後継者結婚対策事業	1組につき	20,000	
	蘇陽町	5,600	後継者結婚祝金	1組につき	10,000	
	小川町	14,274	農業後継者結婚祝い金	1組につき	30,000	
	泉村	3,466	結婚祝金	1組につき	50,000	
	菊鹿町	8,287	結婚相談委員会	1組につき	150,000	
大分	西原村	4,921	後継者結婚推進事業	1組につき	30,000	
	北郷村	2,635	後継者育成対策協議会結婚祝	1組につき	100,000	
	西米良村	1,989	結婚世話人会	1組につき	50,000	
	清武町	16,629	農業後継者対策事業	1組につき	100,000	
鹿児島	高鍋町	23,239	農業後継者結婚相談事業	1組につき	20,000	
	三島村	552	花嫁対策事業	1組につき	50,000	
沖						
縄						

ヨーロッパ諸国の出生率の動向と家族政策

1. 西ドイツ
2. スウェーデン
3. フランス
4. イギリス
5. イタリア

表1 先進諸国における合計特殊出生率の推移

表2 主要国の児童手当制度

表3 主要国の民間労働者に対する育児休業法制

表4 出生率に関する先進諸国（政府）の認識の推移

表5 出生率に関する先進諸国の政策の推移

● 西ドイツ

○総人口		6 1 0 7 万人	
○人口構成比	1 5 歳未満	1 4 . 6 %	
	1 5 歳以上 6 5 歳未満	7 0 . 1 %	
	6 5 歳以上	1 5 . 3 %	(1987)
○労働力率	男子	7 1 . 7 %	
	女子	4 2 . 0 %	

- (1) 出生率の動向
- 1950～64年 2.1から 2.6へ上昇
 - 1964～85年 2.6から 1.3に低下 (2.1を割った年1969年)
 - 1985～88年 1.3から 1.4へ微増
- (2) 家族政策
- ①「家族政策」をもつ。
 - ②その目的は、制度としての家族を強化し、再生産、社会化の機能を支援し、子どもに平等の機会を与え、男女の平等を実現すること (ヒョーン)。
 - ③人口政策との関連
 - a) 1933年のナチスの政策 (人口増強策及び人種・優生政策) が断罪されたため、戦後は人口政策が政治的にタブーとなった。戦後の西ドイツは "prisoners of the past (過去による囚れ人)" とも言われる。
家族政策は人口政策のダミーとも考えられる (ホーン)。
 - b) 1976年以降の国連の調査に対し、出生政策はとっていないとの立場。
- (3) 政策の内容
- ①児童手当 (少子家庭と多子家庭の生活水準の不均衡是正が目的)
 - 16歳未満のすべての児童
 - 子ども数が増えるごとに累進的に手当が増える。
(以下、児童手当については表2参照)
 - ②児童扶養控除
 - ③育児休業法 (1979年～) ——産後休暇後の育児休業請求権
↓ (それまでは産後休暇8週間のみ)
育児手当・育児休暇に関する法律 (1986年～育児休業中の補償も制度化)
(以下、育児休業制度については表3参照)
 - ④年金——子ども1人につき1年分を経済活動期間として加算
(5人まで)
- (4) 最近の出生率との関連
- ①西独政府は、1970年代、80年代の出生率を低すぎるとみていた (以下、出生率水準の認識については表4参照)
 - ②西独政府は出生率を引き上げるための政策をとっていないとの立場 (以下、出生政策に関する公式的立場については表5参照)
 - ③しかし、a) 1975年に児童手当をすべての子供に拡げ、b) 1979年に育児休業法を制定し、c) 1986年に養育手当制度 (育児休業中の補償) を導入したことは、出生率の動向と関係がある (マッキントッシュ)。
 - ④連邦内の州レベルでは、はっきり人口政策をとるところもある (例えば、バイエルン、西ベルリン)
- (5) 家族政策の出生率への効果
今のところ不明

● スウェーデン

○総人口		837万人	
○人口構成比	15歳未満	18.0%	
	15歳以上65歳未満	64.5%	
	65歳以上	17.5%	(1986)
○労働力率	男子	85.8%	
	女子	81.1%	

- (1) 出生率の動向
- 1950～64年 2.2から 2.5へ上昇
 - 1964～78年 2.5から 1.6に低下 (2.1を割った年1968年)
 - 1978～89年 1.6から 2.0へ上昇
- (2) 家族政策
- ①「家族政策」をもつ。
 - ②児童家庭政策は(非同盟政策、完全雇用政策、各種平等政策などと並び)国政の重要な柱の一つ。児童手当はその中心的手段。
 - ③人口政策との関連
 - a) 19世紀の人口増加により大量の移民送出国を経験したため、人口増加へのおそれがある一方、1948年には人口問題委員会の答申で(出生率を高めるという理由もあって)児童手当を導入している。
 - b) 1976年以降の国連の調査に対し、出生政策をとっていないとの立場。
- (3) 政策の内容
- ①児童手当(少子家庭と多子家庭の生活水準の不均衡是正が主たる目的)
 - 最近ではフランス並の手厚さ
 - 16歳未満のすべての児童
 - 子供数が増えるごとに累進的に手当が増える。
 - ②育児休業制度(子供が8歳になるまでの間の450日間休業できる)
 - ↓
 - 両親手当(休業中の360日分は収入の90%、残り90日は一定額支給)
 - ③先払い養育手当(児童扶養手当)(1937年創設、離婚家庭に対する手当)
- (4) 最近の出生率との関連
- ①スウェーデン政府は1980年代の出生率を低過ぎるとみていた時期がある。
 - ②スウェーデン政府は公式には出生率を引き上げるための政策をとっていないとの立場。
 - ③しかし、1974年に両親手当が導入され、1977年頃に低出生率問題が国会等でとりあげられ、1982年に多子加算制度が導入され、1985、89年に両親手当の適用期間が大きく延長され、1985年から児童手当が大幅に増額されたことは、出生率の動向を色濃く反映している。
- (5) 家族政策の出生率への影響
- 育児休業制と両親手当の導入が、働く女性に出産の動機づけを与え、出生率の上昇に寄与したとの分析あり(ホーエム、グスタフソンなど)。

● フランス

○総人口		5 5 7 5 万人.	
○人口構成比	1 5 歳未満	2 0 . 5 %	
	1 5 歳以上 6 5 歳未満	6 5 . 9 %	
	6 5 歳以上	1 3 . 6 %	(1988)
○労働力率	男子	6 5 . 4 %	
	女子	4 5 . 8 %	

- (1) 出生率の動向
- 1950～58年 2.9から 2.7へ低下
 - 1958～64年 2.7から 2.9へ上昇
 - 1964～78年 2.9から 1.8へ低下 (2.1を割った年1975年)
 - 1978～88年 1.8から 1.9へ微増

(2) 家族政策

- ①「家族政策」をもつ。
- ②家族給付制度の長い歴史をもつ (1932年以来)。
1960年代までは、“専業主婦3子以上家族”への支援が明確。その後の社会経済の変化で、家族の多様化を踏まえ、一般的な子供の福祉、男女平等に重点が移っている。
- ③人口政策との関連
a) 18世紀末に世界で最初に出生力転換が始まり、人口 (増加) が停滞し、高齢化が進行した。19～20世紀のドイツとの対立の歴史の中で、政治家、有識者の間で出生問題への関心が培われ、第2次大戦後も出生奨励策をとり続けている。

(3) 政策の内容

- ①家族手当 (児童養育に伴う家計負担の軽減が目的、家族給付の中核)
 - 16歳未満のすべての児童
 - 2子から給付。
- ②乳幼児手当 (産前、産後、乳幼児期の給付。3歳未満)
- ③家族補足手当 (所得制限あり。3歳以上の子が3人以上の場合)
- ④育児休業制 (養親に1～3年の育児休暇)
 - ↓
 - 養育親手当 (親の離職やパート化への補償、3子から)
- ⑤新学年手当 (6～15歳)
- ⑥在宅幼児保育手当 (3歳未満、ベビーシッター等のサービス購入費の補助)
- ⑦その他の手当 (特別教育手当、遺児手当、単親手当)
- ⑧児童扶養控除

(4) 最近の出生率との関連

- ①仏政府は1970年代、80年代の出生率を低過ぎるとみていた。
- ②仏政府は出生率を引き上げるための政策をとっているとの立場。
- ③家族給付は戦後一貫して西欧諸国中最も手厚かった。しかし近年は出生奨励的意味合いが弱まっている。

(5) 家族政策の出生率への効果

戦後、全般的に1人の女子当たり 0.2～ 0.3子増加させる効果があったとの評価あり (キャロ)。

● イギリス

○総人口		5 7 0 7 万人	
○人口構成比	1 5 歳未満	1 8 . 9 %	
	1 5 歳以上 6 5 歳未満	6 5 . 6 %	
	6 5 歳以上	1 5 . 6 %	(1988)
○労働力率	男子	7 1 . 9 %	
	女子	4 8 . 2 %	

- (1) 出生率の動向
- 1950～64年 2.2から 2.9へ上昇
 - 1964～78年 2.9から 1.7に低下 (2.1を割った年1973年)
 - 1978～89年 1.7から 1.8へ微増

(2) 家族政策

- ①「家族政策」はもたない。
- ②社会保障制度の一環として児童給付などが存在。
- ③人口政策との関連
 - a) 第2次大戦前は「人口の質」への関心は強かったが、人口増加への関心はほとんどなかった(タイトルボウム)。その理由は、1)出生は私的領域で政府が関与すべきでない、2)社会的に個人主義が強固(家族よりも個人を強調)、3)島国で侵略された経験が乏しい、4)島国で人口が多すぎると感じている、など(ウィックス)。
 - b) 1976年以降の国連の調査に対し、出生政策をとっていないとの立場。

(3) 政策の内容

- ①児童給付(児童養育費の一部を国が援助し、少子家庭と多子家庭の所得の不均衡を回復)。
 - 児童手当の水準はそれほど高くない。
 - 16歳未満のすべての児童
 - 子供数に応じた累進手当なく、一律。
- ②産休手当、出産手当

(4) 最近の出生率との関連

- ①イギリス政府は、1970年代、80年代の出生率を低過ぎないとみている。
- ②イギリス政府は出生率を引き上げるための政策をとっていないとの立場。
- ③イギリスでは出生率問題はほとんど議論されていない。また、児童給付の額も、1975年改定以後実質価値の低下を是正したもの、対平均賃金比ではほとんど変化がない。

(5) 政策の出生率への影響

特に政策の変化はないと思われるが、1980年代後半に出生率はやや上昇。

● イタリア

○総人口		5 7 4 0 万人	
○人口構成比	1 5 歳未満	1 7 . 8 %	
	1 5 歳以上 6 5 歳未満	6 8 . 5 %	
	6 5 歳以上	1 3 . 7 %	(1988)
○労働力率	男子	6 5 . 9 %	
	女子	3 5 . 0 %	

- (1) 出生率の動向
- 1950～58年 2.5から 2.3へ低下
 - 1958～64年 2.3から 2.7へ上昇
 - 1964～87年 2.7から 1.3へ低下 (2.1を割った年1977年)

(2) 家族政策

- ①「家族政策」をもつ。
- ②人口政策との関連
 - a) 1925～43年のファシスト政権の下で、人種政策を混じえた結婚奨励、出生奨励政策をとった(家族手当もその時期に導入される)。戦後、1948年新共和国憲法の下でも家族重視が謳われている。ただし、1949～70年については特に積極的政策をとっていない。1970年離婚が認められ、1975年の家族法の改正で男女平等の徹底化、1978年中絶容認など、つい最近まで、家族政策が人口政策と結び付けられることはなかった。
 - b) 1976年以降の国連の調査に対し、出生政策はとっていないとの立場であったが、1989年には出生政策をとっているとの立場に転換。

(3) 政策の内容

- ①家族手当(ヨーロッパの主要国中、最も低水準)
- ②児童扶養控除
- ③育児休業制度
 - 産前2か月、産後3か月の休暇(賃金の80%の手当)の後、6か月の育児休暇の権利(賃金の30%の手当)

(4) 最近の出生率との関連

- ①イタリア政府は1970年、80年代の出生率を満足とみてきたが、1989年になり低過ぎると評価。
- ②イタリア政府は、1989年になり、それまでの出生率不干涉政策から、出生率奨励政策への転換を表明。
- ③しかしながら、具体的にどのような政策をとったかは不明。

(5) 家族政策の出生率への影響

不明

先進諸国における合計特殊出生率の推移

地域・国	1965年	1970年	1975年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年*
日本	2.14	2.13	1.91	1.79	1.77	1.75	1.74	1.77	1.80	1.81	1.76	1.72	1.69	1.66	1.57*
北アメリカ	3.15	2.33	1.90	1.75	1.75	1.73	1.70	1.69	1.67	1.69	1.67	1.67	1.7
北アメリカ合衆国	2.93	2.48	1.77	1.76	1.81	1.81	1.82	1.83	1.80	1.81	1.84	1.84	1.87
南アメリカ	2.98	2.86	2.22	1.98	1.94	1.92	1.94	1.94	1.93	1.88	1.89	1.87
オーストラリア	3.53	3.17	2.36	2.10	2.10	2.03	2.01	1.95	1.92	1.93	1.93	1.96
北ヨーロッパ	2.61	1.95	1.92	1.67	1.60	1.55	1.44	1.43	1.38	1.40	1.45	1.48	1.50
デンマーク	2.47	1.83	1.68	1.64	1.64	1.63	1.64	1.72	1.74	1.70	1.65	1.60
フィンランド	3.71	2.81	2.65	2.35	2.49	2.48	2.33	2.26	2.26	2.08	1.93	1.85	2.05
スウェーデン	4.03	3.87	3.41	3.24	3.23	3.23	3.08	2.96	2.74	2.58	2.49	2.43	2.35
ノルウェー	2.93	2.50	1.98	1.77	1.75	1.72	1.70	1.71	1.65	1.66	1.68	1.71	1.75
アイスランド	2.42	1.92	1.77	1.60	1.66	1.68	1.63	1.62	1.61	1.65	1.73	1.79	1.84	1.96	2.02
イギリス	2.85	2.42	1.78	1.73	1.84	1.88	1.80	1.76	1.76	1.76	1.78	1.78	1.82	1.83	..
西ヨーロッパ	2.68	2.30	1.83	1.60	1.60	1.65	1.67	1.66	1.56	1.52	1.48	1.45	1.43	1.43	..
オーストリア	2.60	2.24	1.73	1.69	1.69	1.68	1.66	1.60	1.56	1.52	1.50	1.53	1.55	1.56	..
ベルギー	2.81	2.47	1.93	1.82	1.86	1.95	1.95	1.91	1.79	1.81	1.82	1.84	1.82	1.82	..
フランス	2.50	2.01	1.45	1.38	1.38	1.45	1.43	1.41	1.33	1.29	1.28	1.35	1.38	1.40	..
ルクセンブルグ	2.34	1.97	1.66	1.50	1.48	1.51	1.55	..	1.44	1.43	1.39	1.45	1.41	1.41	..
オランダ	3.04	2.58	1.66	1.58	1.56	1.60	1.56	1.49	1.47	1.49	1.51	1.55	1.56	1.55	1.55*
オーストリア	2.01	2.10	1.61	1.50	1.52	1.55	1.54	1.55	1.51	1.52	1.51	1.53	1.51
南ヨーロッパ	2.32	2.43	2.33	2.29	2.29	2.21	2.09	2.02	1.94	1.82	1.68	1.62	1.70	1.33	..
ギリシャ	2.55	2.37	2.19	1.85	1.74	1.66	1.57	1.57	1.53	1.46	1.41	1.34	1.28
ポルトガル	3.07	2.62	2.59	2.28	2.17	2.12	2.04	2.02	1.96	1.87	1.70	1.63
スペイン	2.97	2.87	2.80	2.53	2.31	2.16	1.99	1.87	2.07	1.69	1.61	1.52
ユーゴスラビア	2.71	2.29	2.27	2.15	2.12	2.13	2.06	2.10	2.09	2.10	2.04	2.00	2.00
東ヨーロッパ	2.03	2.18	2.23	2.15	2.15	2.05	2.01	2.02	2.00	1.99	1.95	1.99	1.96
ポーランド	2.37	2.07	2.43	2.36	2.33	2.16	2.10	2.10	2.08	2.07	2.06	2.03	1.98
チェコスロバキア	2.48	2.19	1.54	1.90	1.90	1.94	1.85	1.85	1.79	1.74	1.74	1.83	1.81
東ドイツ	1.82	1.96	2.35	2.07	2.01	1.91	1.88	1.79	1.72	1.73	1.83	1.83	1.81
ハンガリー	2.52	2.20	2.27	2.20	2.25	2.26	2.22	2.31	2.40	2.37	2.33	2.21	2.20
ポーランド	1.91	2.89	2.60	2.52	2.48	2.43	2.35	2.19	2.00	2.19	2.33	2.21	2.20
ソ連	2.46	2.39	2.41	2.32	2.28	2.26	2.25	2.29	2.37	2.41	2.40	2.46	2.53

(資料): United Nations, Demographic Yearbook; Council of Europe, Recent Demographic Developments in the Member States of the

Council of Europe, 1989 および各国中央統計局資料による。

(注): *は概数による暫定値。

	西 ド イ ツ [児童手当]	ス ウ ェ ー デ ン [児童手当]	イ ギ リ ス [児童給付]	フ ラ ン ス [家族手当]	イ タ リ ア [家族手当]
発足及び改正経過	1955年創設(第3子以降対象) 1961年改正(第2子以降対象) 1975年改正 ・第1子以降全児童対象 ・児童扶養控除の廃止 (→1983年復活)	1948年発足「児童手当法」 1974年改正「児童手当法」 1982年「児童手当法」 1983年「児童手当法」 「児童手当法」 「児童手当法」 「児童手当法」 「児童手当法」	1946年発足「家族手当法」 (第2子以降対象) 1975年「児童給付法」 (第1子以降対象) 児童扶養控除の廃止と家族手当との統合	1932年発足「家族手当法」 1946年「社会保障法典」公布 (家族手当制度に関する法的枠組み) (整備/現行制度の基本的枠組み)	1937年発足
支給対象児童	第1子から 16歳未満のすべての児童 (学生は27歳未満 失業者は22歳未満)	第1子から 16歳未満児童(義務教育終了前) (「奨学手当」) (「奨学手当」) (「奨学手当」) (「奨学手当」)	第1子から 16歳未満の児童 (全日制教育を受けている場合は) (19歳未満)	第2子から 16歳未満児童(義務教育終了前) (学生は20歳未満)	第1子から 18歳未満児童(学生は26歳、障害者は制限なし)
支給月額	[1989年] 第1子 507円 [3,711円] 第2子 100 [7,421円] 第3子 220 [16,326円] 第4子 240 [17,810円] *低所得世帯には別途加算。	[1990年] 第1子 560円 [12,365円] 第2子 560 [12,365円] 第3子 840 [18,547円] 第4子 1624 [35,858円] 第5子 1904 [42,810円]	[1989年] 第1子 31.50ポンド [7.151円] 第1子 4.06% (週7.25ポンド) [1.646円]	[1989年] 算定基礎月額 1807.97フラン 第2子 32% [12,768円] 第3子 41% [16,359円] 「割増給付」 10~14歳 9%割増 [3,591円] 15歳以上 16%割増 [6,384円]	[1987年] 第1子 19,760フラン [1,976円] 成人の被扶養者に対する家族手当あり(配偶者、親又は祖父母)
対平均賃金(製造業比)	第1子 1.64% 第2子 3.27% 第3子 7.20% 第4子 7.86%	第1子 5.01% 第2子 5.01% 第3子 7.51% 第4子 14.52% 第5子 17.02%	第1子 4.06%	第2子 8.40% 第3子 10.76%	第1子 1.35%
所得制限	第2子以降、所得により段階的に減額(1983年~) 第2子 707円 [5,195円] 第3子以降 140 [10,389円]	なし	なし	なし	成人の被扶養者に対する手当には、所得制限あり。
財源	全額国庫負担	全額国庫負担	全額国庫負担	事業主拠出(支払賃金の7%) [自営業主拠出(所得の7%)]	事業主拠出(支払賃金の6.2%)
運営	政府	政府	政府	家族手当金庫	全国社会保険公社

(注) 1. 資料は、Social Security Programs Throughout The World 1985、Yearbook Of Labour Statistics(1988) ほかによる。

2. 手当額の定め方には、それぞれの児童に替目するもの、扶養する児童数に替目するもの等がある。
なおイギリスでは週単位で手当額を定めており、 $365 \div (12 \times 7)$ を乗じて算出した。

3. 換算レートは東京銀行調査部調べによる。
170円 = ¥74.21 1ポンド = ¥22.08 1フラン = ¥227.02 177フラン = ¥22.07 1リラ = ¥0.10

主要国の民間労働者に対する育児休業法制

表 3

期 間	西ドイツ	スウェーデン	イギリス	フランス	イタリア
休業中の賃金	規定なし	規定なし	無給	無給 (労働法典)	—
休業中の手当	両親の一方は、生後18か月まで育児手当の請求権を有する。6か月目までは月額600マルク、7か月目以降は未既婚、収入別により支給額が異なる (最高600マルク)。(育児手当で・育児休暇に関する法律) (*90年現在)	(1) 全日休業については、収入の90%相当額が両親合計で最高360日分支給、残り90日分は1日60マルク・フルタイム支給 (2) 半日休業 (4時間労働) の場合には2日間で1日分の休業、4分の1休業 (6時間労働) 場合は4日間で1日分の休業として算定。(国民保険法) (注) 上記の給付には産後の出産手当も含まれている。 (*89年現在) 自営業も含む。	産休手当として、産前も含めて休業の最初の6週間、収入の90%が支給され、その後12週間は1週間当たり36.25マルク支給される。なお、産休手当終了後は手当が最大18週間、1週間当たり30.05マルク支給される。 (*87年現在)	3子以降については月2,578フラン、(ハーフトタイム労働の場合)は1,289フランの養育親手当を支給 (社会保障法典) (*89年現在)	休業手当として、収入の30%が支給される。保護法 (母親労働者に関する男女同一待遇法) (*88年現在)
休業中の手当の費用負担者	全額国庫負担	両親手当 使用者負担 (給付額の85% (保険料として納入) 国庫負担 給付額の15%)	産休手当 (使用者の国民保険料) 出産手当 (国民保険料)	家族手当金庫 (使用者負担)	疾病保険団体負担 (母親労働者保護法) (使用者の拠出は、業種に応じて支払賃金総額の0.20~0.53%)

《労働省婦人局調べ》
 注 1) 1マルク≒約 92.51円
 1スウェーデンクローネ≒約 25.63円
 注 2) —は把握していない。
 注 3) イギリスの場合は、厳密な意味での育児休業ではない。

1フラン≒約 27.65円
 1ポンド≒約262.36円

換算シートは、平成2年5月現在

表 4

出生率水準に関する先進諸国（政府）の認識の推移

国名	1976	1978	1980	1983	1986	1989
西ヨーロッパ						
オーストリア	○	○	○	○	○	○
ベルギー	○	○	○	○	○	○
フランス	×	×	×	×	×	×
西ドイツ	×	×	×	×	×	×
ルクセンブルグ	×	×	×	×	×	×
オランダ	○	○	○	○	○	○
スイス	○	○	○	○	○	×
南ヨーロッパ						
アルバニア	○	○	○	○	○	○
ギリシア	×	×	×	×	×	×
イタリア	○	○	○	○	○	×
ポルトガル	○	○	○	○	○	○
スペイン	○	○	○	○	○	○
ユーゴスラビア	○	○	○	○	○	○
東ヨーロッパ						
ブルガリア	×	×	×	×	×	×
チェコスロバキア	○	○	○	○	○	○
東ドイツ	×	×	×	×	×	×
ポーランド	○	○	○	○	○	○
ルーマニア	○	○	○	○	×	×
北ヨーロッパ						
デンマーク	○	○	○	○	○	○
フィンランド	×	○	○	○	○	○
アイスランド	○	○	○	○	○	○
アイルランド	○	○	○	○	○	○
ノルウェー	○	○	○	○	○	○
スウェーデン	○	○	○	×	×	○
イギリス	○	○	○	○	○	○
北アメリカ						
カナダ	○	○	○	○	○	○
アメリカ合衆国	○	○	○	○	○	○
オセアニア						
オーストラリア	○	○	○	○	○	○
ニュージーランド	○	○	○	○	○	○
ソビエト連邦	○	○	○	○	○	○

(注) ○… 満足している. ×… 低すぎる.

資料 : Trends in Population Policy (U N 1 9 8 9 年)

表 5

出生率に関する先進諸国の政策の推移

国名	1976	1978	1980	1983	1986	1989
西ヨーロッパ						
オーストリア	×	×	×	×	×	×
ベルギー	×	×	→	→	→	×
フランス	↑	↑	↑	↑	↑	↑
西ドイツ	×	×	×	×	×	×
ルクセンブルグ	↑	↑	↑	↑	↑	↑
オランダ	×	×	×	×	×	×
スイス	×	×	×	×	×	↑
南ヨーロッパ						
アルバニア	→	→	→	→	→	→
ギリシア	↑	↑	↑	↑	↑	↑
イタリア	×	×	×	×	×	↑
ポルトガル	×	×	×	×	×	×
スペイン	×	×	×	×	×	×
ユーゴスラビア	→	→	→	→	→	→
東ヨーロッパ						
ブルガリア	↑	↑	↑	↑	↑	↑
チェコスロバキア	→	→	×	→	→	→
東ドイツ	↑	↑	↑	↑	↑	↑
ポーランド	→	→	×	→	→	×
ルーマニア	→	→	→	↑	↑	↑
北ヨーロッパ						
デンマーク	×	×	×	×	×	×
フィンランド	↑	→	→	→	×	×
アイスランド	×	×	×	×	×	×
アイルランド	→	→	→	→	→	→
ノルウェー	×	×	×	×	×	×
スウェーデン	×	×	×	×	×	×
イギリス	×	×	×	×	×	×
北アメリカ						
カナダ	×	×	×	×	×	×
アメリカ合衆国	×	×	×	×	×	×
オセアニア						
オーストラリア	×	×	×	×	×	×
ニュージーランド	×	×	×	×	×	×
ソビエト連邦	→	→	→	↑	→	→

(注) ↑… 向上. →… 維持. ×… 不介入.

資料 : Trends in Population Policy (U N 1 9 8 9 年)

LION

No526
B5-S

103907



1 0 3 9 0 7

B50.6

4

3-90-

No526
B5-S

LION